

## 令和6年度全国戦没者追悼式遺族 参列事業業務委託仕様書

### 1 目的

この仕様書は、京都府が委託する令和6年度全国戦没者追悼式遺族参列事業業務を円滑かつ効果的に運営するために必要な事項を定める。

### 2 業務内容等

|          |                                |
|----------|--------------------------------|
| (1) 日 程  | 別添令和6年度全国戦没者追悼式参列日程のとおり        |
| (2) 業務内容 | 別紙業務内容のとおり                     |
| (3) 参列人数 | 参列遺族 100名<br>府職員 6名<br>合計 106名 |

### 3 業務完了報告書（第5条関係）

乙は本業務が完了したときは、遅滞なく次の事項を記載した業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

- ① 委託業務報告書
- ② 令和6年度全国戦没者追悼式遺族参列事業業務金額内訳書

### 4 業務上の留意事項

- (1) 参列人数は契約時の106名から減少することがある。この場合は、次の①から⑤に係るサービスを提供する事業者のキャンセルポリシーに則り、第1条(2)委託料を精算する。乙は契約締結後、次の①から⑤に係るキャンセル料が発生する期間及び金額（又は率等）が明記された、各事業者のキャンセルポリシーに係る資料を甲に提出すること。
  - ①JR料金
  - ②昼食代
  - ③宿泊料
  - ④傷害保険料
  - ⑤貸切バス代
- (2) 突発的な災害等で集合場所に間に合わず、往路の新幹線に乗車できない遺族があった場合、参列遺族が負担した京都駅から東京駅までのJR料金の返金交渉については、乙が参列遺族に代わって行うものとする。また、その他の詳細については、甲と乙とで協議の上、決定する。
- (3) 参列遺族は平均年齢76歳（令和5年度実績）であるため、JR構内における参加遺族の安全確保及び誘導等に配慮し、快適な輸送を行い、参列者の病気等不測の事態に十分な対応が行えるようにすること。

## 令和6年度 全国戦没者追悼式参列日程

| 月 日      | 時 刻       | 日 程               |
|----------|-----------|-------------------|
| 8月14日(水) | 10:40     | 受付開始(京都駅八条口)      |
|          | 11:05     | 集合、班編成            |
|          | 11:15     | 新幹線ホームへ移動         |
|          | 11:36(予定) | 京都駅発(のぞみ346号)     |
|          | 13:43(予定) | 品川駅着              |
|          | 14:20     | 東京都内案内            |
|          | 17:20     | 宿舎着               |
|          | 18:00     | 夕食会               |
| 8月15日(木) | 9:45      | 宿舎発               |
|          | 10:30(予定) | 日本武道館着、全国戦没者追悼式参列 |
|          | 13:45(予定) | 同 出発              |
|          | 14:05(予定) | 東京駅着              |
|          | 14:39(予定) | 同 発(のぞみ397号)      |
|          | 16:52(予定) | 京都駅着、解散           |

## 別 紙

## 業 務 内 容

### 1 概 要

全国戦没者追悼式への出席に伴う往復の新幹線輸送業務及び東京都内案内に伴う移動、宿舎及び昼食の提供等を行う。

### 2 実施時期

令和6年8月14日(水)から15日(木)まで

### 3 実施方法

#### (1) 輸送業務について

- ①往路は京都・品川間、復路は東京・京都間をJR新幹線により輸送すること。
- ②往路については、のぞみ346号の指定席を確保すること。ただし、これと同程度の出発時間又は到着時間の新幹線も可とする。(この場合、地域福祉推進課との協議を要する。)
- 復路については、のぞみ397号の指定席を確保すること。ただし、これと同程度の出発時間で、17時28分京都駅発のさき13号への乗換時間が概ね15分程度確保できる新幹線も可とする。(この場合、地域福祉推進課との協議を要する。)
- ③1列車隣接する2車両以内で参列遺族100名及び職員6名の座席を連続シート又は2つの集団で確保すること。(確保することが困難な場合、地域福祉推進課との協議を要する。)
- ④復路については、各参列者へ乗車券等を配付できるよう配慮すること。
- ⑤悪天候等により京都～品川、東京～京都間の鉄道輸送ができなくなった場合の代替手段を検討しておくこと。状況により上記区間以外の対応も求めることがある。

#### (2) 宿舎について

- ①宿舎は東京都内にあり、バスで日本武道館から片道30分以内かつ日本武道館を中心におおむね半径8km範囲内のところで、1館で106名分のシングル及びツインの洋室が確保できること。(感染症対策のためシングルを基本とする)
- ②部屋の広さは、20m<sup>2</sup>以上とすること。(ツインの場合)
- ③消防用設備等必要な体制が備わっている安全でかつ信用のある施設であること。
- ④高齢者の安全性に配慮した施設であること。
- ⑤食事は夕・朝食付きとし、メニューは和食を準備すること。参列遺族については、夕食時にはソフトドリンクを1名に1本の計算で用意すること。

参考メニュー(洋食の場合は要相談)

#### (夕食)

造り(3種類6切)、てんぷら類、酢のもの(小鉢)、焼魚、煮もの(大鉢)  
小鍋等、ご飯、吸物、漬もの、デザート  
――会席膳風とし松花堂風は不可

- ⑥各部屋には、タオル、歯ブラシ、お茶、浴衣、スリッパを用意すること。
- ⑦冷房完備であること。
- ⑧1日目(8月14日)に、職員打ち合わせ・夕食用の会議室(11名)を準備すること。(17時00分から21時まで)
- ⑨原則、参列遺族の夕食は一堂に会して行うこととするが、感染症対策等により別途協議の上仕様変更を求めることがある。夕食会場にはマイク設備(スタンドマイク2本)を設けること。

#### (3) 昼食について

- ①14日の昼食(遺族100名)については、往路新幹線内とすること。
- ②弁当は次の仕様とし、お茶を付けること。

- ア 弁当の金額は800円程度（税抜単価）とする。
  - イ 高齢者に配慮した食べやすい弁当にすること。
  - ウ お茶は冷茶とし、200mlの紙パック入りを用意すること。
- ③弁当の決定は、地域福祉推進課との協議を要する。

(4) 貸切バスについて

- ①東京都内案内については、次の仕様のものを3台確保すること。（同等品可。ただし地域福祉推進課との協議を要する。）

(観光バスの仕様)

- ・リクライニングシート44席以上、補助席9席以上（計53席以上）
- ・冷蔵庫完備
- ・消毒液を用意

- ②各号車にバスガイド1名を添乗させること。

- ③14日乗車時、全員に500mlのペットボトル入り冷茶1本を配布すること。

- ④バスの経路は次のとおりとすること。

往路：品川駅→東京都内案内→宿舎

復路：宿舎→日本武道館→東京駅

- ⑤各バス毎に車椅子1台を用意しておくこと。

(5) 傷害保険について

- ①遺族（100名）について、次の条件を満たす団体傷害保険に加入すること。

②補償範囲

日程に記載している範囲（ただし、自宅出発時から自宅帰着時までとする。）

③補償内容

死亡・後遺障害300万円以上

入院日額3千円以上（入院日数1日から補償）

通院日額2千円以上（通院日数1日から補償）

(6) 東京都内案内について

8月14日（水）の東京都内案内では千鳥ヶ淵戦没者墓苑等料金を要しないところを予定。

(7) その他

- ①添乗員3名、看護師1名の計4名を確保することとし、全日程（8月14日のJR京都駅での参列遺族集合から、15日JR京都駅での解散まで）を添乗すること。

- ②添乗員については、旅程管理主任者資格を有する者とすること。

- ③委託業務の遂行に当たっては、2日間の日程が支障なく実施できるようにすること。

- ④委託決定後、現地の事前調査・打ち合わせを行う場合は、同行すること。また、その際には同行者も含めて4名以上が乗車できる車両を準備すること。

協議により、旅行会社のみでの事前調査を行う場合がある。

- ⑤北部参列遺族担当職員が集合場所から山陰線ホームへ移動する際の京都駅構内入場券1枚を確保すること。

- ⑥8月14日に京都駅新幹線八条口で、受付・出発式を行うので、八条口使用の了承を得るとともに、拡声器1台及び長机3脚等を用意すること。

- ⑦全日程において、参列遺族の感染症・熱中症予防等について対策を講じること。

- ⑧感染症の感染状況や気象状況等により、業務規模に大幅な変更が生じる場合があるので留意すること。その結果、委託内容に変更が生じる場合があるので留意すること。その場合は、地域福祉推進課との協議を行う。

- ⑨手数料については定額ではなく、参加人数の減少等により、按分して減額となる場合があるので留意すること。